

原子力発第08076号
平成20年6月18日

愛媛県知事
加戸守行殿

四国電力株式会社
取締役社長 常盤百樹

伊方発電所の放射線管理区域内で就労する従業者の
身分確認等に係る国への報告について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、当社事業につきまして格別のご理解を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成20年6月5日付「放射線管理区域内で就労する従業者の管理の徹底について」（平成20・06・04原院第2号）において、経済産業省 原子力安全・保安院長から指示のありました、伊方発電所の放射線管理区域内で就労する従業者の身分確認等について国に報告しましたので、安全協定第10条第4項に基づきご報告いたします。

敬 具

伊方発電所の放射線管理区域内で就労する従業者の
身分確認等の報告について

平成 20 年 6 月 18 日
四国電力株式会社

1. はじめに

平成 20 年 6 月 5 日付け「放射線管理区域内で就労する従業者の管理の徹底について」(平成 20・06・04 原院第 2 号)の指示に基づき、以下の 2 項目について調査を行った。

- ① 放射線管理区域の内において就労する者の身分確認の仕組み及びその確認結果
- ② 今回発生した事案と同様の事案の発生の有無

2. 調査方法

(1) 放射線管理区域の内において就労する者の身分確認の仕組み及びその確認結果

伊方発電所の放射線管理区域内において就労する者の身分確認の仕組みについて、関係する諸規定及び運用状況を確認する。

(2) 今回発生した事案と同様の事案の発生の有無

a. 調査対象者

平成 20 年 6 月 5 日時点での伊方発電所における全放射線業務従事者 1,547 名

当 社： 404 名 (出向者 135 名含む)

協力会社：1,143 名 (当社への入向者 5 名含む)

ただし、当社社員 (出向者含む) については既に身分確認が出来ていることから、それ以外の従事者について、次項に示す方法により身分確認を実施した。

b. 身分確認方法

調査対象者を当社にて抽出し、その抽出したリストに基づき、関係会社において放射線管理手帳の記載内容 (本人確認及び生年月日等) を、写真入り公的資料 (運転免許証、パスポート、船員手帳、外国人登録証明、写真付住基カード) にて確認する。これらの公的資料がない場合は、住民票の原本及びその他の公的資料にて確認する。

当社は協力会社から確認結果を記入したチェックリストを提出させ、その内容を確認するとともに、チェックリスト中の対象者を抜き取りで写真入り公的資料等の写しとの照合を行う。

添付資料-1 「放射線管理区域内で就労する従業者の身分確認フロー」参照

3. 調査結果

(1) 放射線管理区域の内において就労する者の身分確認の仕組み及びその確認結果

放射線管理手帳を発行する際には、事業者が公的資料 (運転免許証、住民票記載事項証明書、パスポート、地方自治体等が発行する書面等個人識別を確認できるもの) で本人確認を行うとともに、生年月日から 18 歳以上であることを確認した上で、手帳発効機関に放射線管理手帳の申請を行っている。

手帳発効機関は、放射線従事者中央登録センターへの登録後、手帳を発行するが、放射線従事者中央登録センターでは、生年月日から 18 歳以上でなければ登録できないシステムとなっている。

伊方発電所では、「伊方発電所放射線管理総括内規 細則-2 放射線管理細則」において、年齢が 18 歳以上であること、被ばく歴等の必要事項を確認したうえで、放射線業務従事者の指定を行うことを定めており、放射線管理手帳と放射線業務従事

者指定申請書でそれらの内容を確認している。また、放射線業務従事者の指定を行う際は、放射線業務従事者を管理している「放射線個人管理システム」に登録するが、本システムは、18歳以上でなければ登録できない仕組みになっている。

添付資料－2 「身分確認の仕組み」参照

放射線業務従事者指定の際の本人確認の運用状況については、「伊方発電所放射線管理総括内規 細則－2 放射線管理細則」に基づいて運用されていることを業務実施担当者の聞き取りにより確認し、上記のとおり実施されていることを確認した。しかしながら、放射線管理手帳が本人であり、18歳以上であることが確認できる書類と捉えていることから、放射線管理手帳に記載されている個人識別情報が詐称されている場合、それが詐称されているかどうか判断できない仕組みになっている。

(2) 今回発生した事案と同様の事案の発生の有無

平成20年6月5日時点での伊方発電所における全放射線業務従事者1,547名（当社：404名（出向者135名含む）、協力会社：1,143名（当社への入向者5名含む））について身分確認を行った結果、18歳未満の者が放射線管理区域内で就労していた事案はなく、また、本人であることを確認した。

4. 今後の対応

他社での事案に鑑み、同様の事案の発生を防止するため、本事案の概要及び写真入り公的資料（運転免許証、パスポート、船員手帳、外国人登録証明、写真付住基カード）や、これらの公的資料がない場合は、住民票の原本及びその他の公的資料で厳正な身分確認を実施することについて、関係者に周知徹底を行う。

また、放射線管理手帳制度における一連の手続きにおいて、身分確認をより厳格化するなど放射線管理手帳の不正な取得を防止するための方策について関係機関に求めていくが、それまでの間、放射線業務従事者の指定にあたっては、写真入り公的資料（運転免許証、パスポート、船員手帳、外国人登録証明、写真付住基カード）や、これらの公的資料がない場合は、住民票の原本及びその他の公的資料で身分確認を行うこととする。

なお、平成20年6月16日付けで、放射線従事者中央登録センターから手帳発効機関に対して、「放射線管理手帳発行時における個人識別項目の確認の徹底について(お願い※)」の文書が発出されている。

※ 手帳取得申請の際に雇用主が確認した公的資料については、申請の受け側である手帳発効機関においても原則として原本を直接確認し不正等のないことを再確認することのお願い

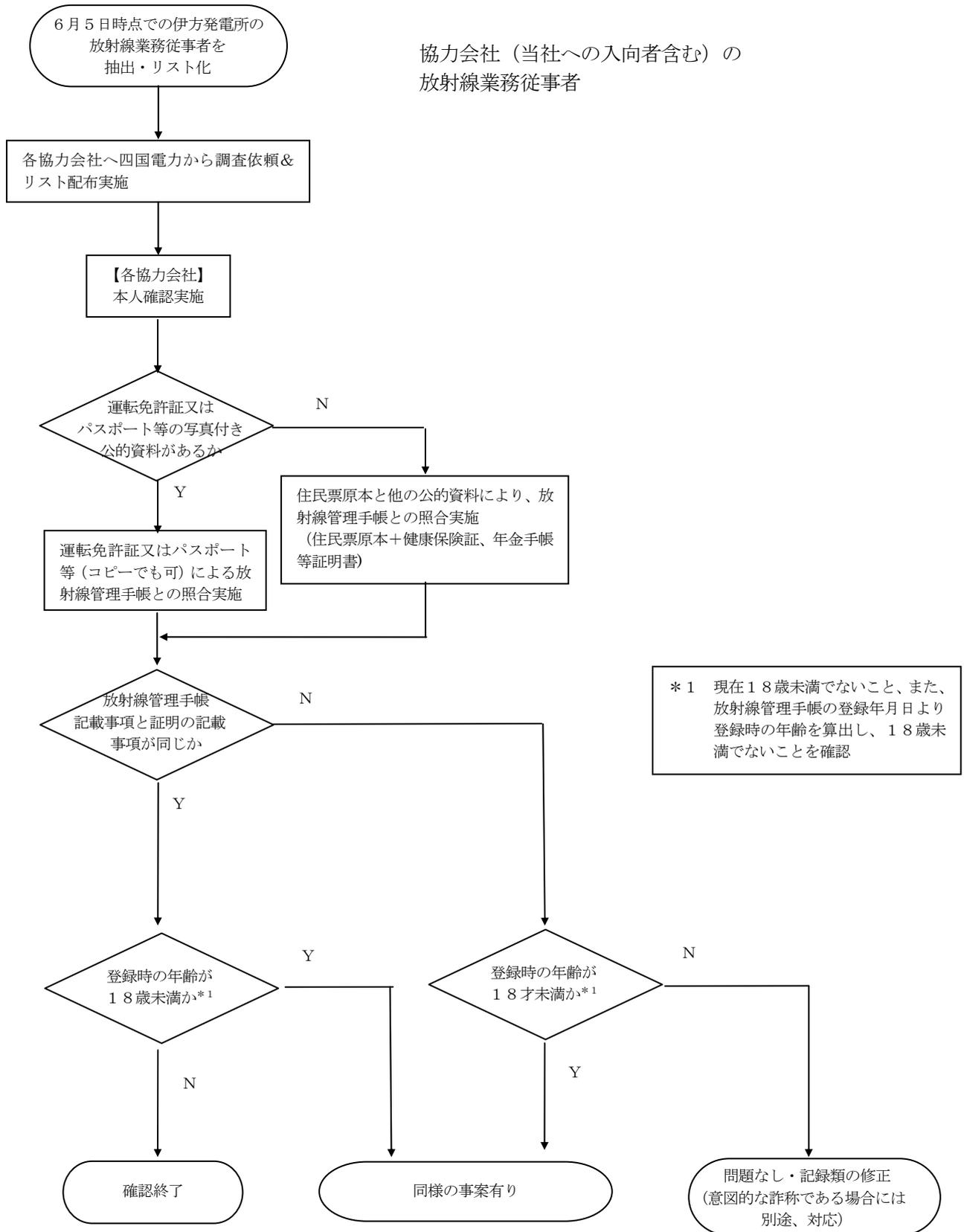
以上

添 付 資 料

添付資料－1 放射線管理区域内で就労する従業者の身分確認フロー

添付資料－2 身分確認の仕組み

放射線管理区域内で就労する従業者の身分確認フロー



18歳未満で放射線業務への従事が判明した場合及び意図的な詐称が判明した場合には速やかに当社に連絡してもらう。それ以外についてはまとめて調査結果を連絡してもらう。

身分確認の仕組み

放射線管理手帳発行の流れ

